

## 第5期地域福祉計画策定の基本的考え方

### 1 第5期計画の基本的考え方について

第3期計画策定に当たって地域福祉専門分科会において調査審議し、決定された事項は以下のとおり。

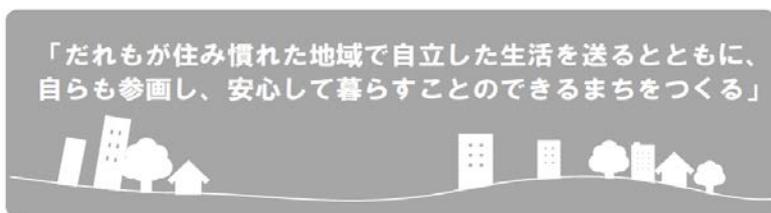
- (1) 地域福祉を推進する担い手の役割を自助、共助、公助と区分してより明確にした。
- (2) **地域福祉の目指すもの（行動指針）は住民がつくる身近な福祉コミュニティであると明記した。**
- (3) 事業を進行管理事業と関連事業に区分けした。
- (4) **地域福祉計画の基本理念の実現に向けた基本目標の見直しをした。**
- (5) 行政施策と地区別計画の関連性の明確化を図った。

今回、第5期地域福祉計画を策定するに当たり、上記のうち、

- (2) 行動指針：住民がつくる身近な福祉コミュニティ
  - (4) 地域福祉計画の基本理念、基本目標
- の見直しの必要性があるか、検討していく。

具体的には、地域共生社会の理念、新型コロナウイルス感染症の影響、市川市民の意識の変化等を踏まえ、今後の6年間における本市地域福祉の基本理念、行動指針等を改める必要があるか検討していくもの。

#### 【基本理念】



#### 【行動指針】

「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

### 2 今後のスケジュール（案）

年	月	スケジュール
令和4年	5月	第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会
	夏ごろ	市民等アンケート調査
	8月	第1回社会福祉審議会（分科会報告、アンケート報告）
	初秋ごろ	福祉関係者アンケート調査
	10月	第2回社会福祉審議会（令和3年度進行管理事業報告）
	12月	第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （アンケート調査中間報告、計画の基本的な考え方のまとめ）
令和5年	3月	第3回社会福祉審議会（アンケート最終報告、計画方向性報告）